

## 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 『動物実験等実施規程施行細則』

(目的)

**第1条** 本細則は、鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部『動物実験等実施規程』(以下「実施規程」という)を施行、運用するための細則について定める。

(基本精神)

**第2条** 動物愛護及び福祉等の観点から適切な動物実験等を科学的に実施し、生物学、生命科学等の進歩・発展に寄与する。

2 動物実験実施者は、生命を用いて実験を実施していることを十分に認識し、実験動物の生命をできる限り尊重し、愛情と感謝の気持ちを持って接する。

(実験動物取扱いに関する管理組織)

**第3条** 実験動物の取扱いに関する事項は、動物実験委員会の所管とする。

2 動物実験委員会委員長は、実験動物の取扱いについて総括する。

3 実験動物の取扱い等の業務に従事する者は、本学の実施規程及び本細則を遵守し、動物実験室管理責任者及び動物実験責任者の指示に従わなければならない。

(実験動物に該当しない動物の取扱い)

**第4条** 実験動物に該当はしないが、鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部「動物実験等実施規程」第3条第1項第2号に該当する動物を用いて動物実験等を実施する際には、通常の動物実験等の手続きに従わなければならない。

(実験動物購入・納入の手続き)

**第5条** 動物実験責任者は、所定の手続き(別図1)に従い、実験動物を購入・納入しなければならない。

2 購入・納入にあたっては、記録が残るよう書面あるいは電子メール、FAX等を利用し、記録を保管して、購入・納入手続き上のトラブルを防止すること。

3 実験動物の購入・納入時、動物実験責任者は、実験動物の納入数等を確認し、変更があった場合は速やかに納入動物変更届(別紙様式1)を動物実験委員会に提出する。但し、実験内容等重要事項に変更が生じた場合は再度動物実験計画の申請(変更申請)を行い、実験計画の承認を得てから動物実験等を行うこと。

(検収、検疫及び馴化)

**第6条** 動物実験責任者は、動物の納入条件、異常・死亡の有無、状態、輸送方法及び輸送時間等を確認する。

2 動物実験責任者は、納入動物について、疾病の検疫を実施するとともに新しい飼育環境に馴化させるように努める。

(実験動物の飼育管理)

**第7条** 動物実験責任者は、実験動物の環境条件、飼養条件、同居動物条件及び微生物条件等を適正に保持するとともに、実験期間の動物の状態を詳細に観察し適切な処置を施し、特に微生物学的品質の維持に努める。

2 動物実験責任者は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等に従い、適切な施設・設備の維持・管理に努め、適切な給餌、給水等の飼養管理に努める。

(実験動物の苦痛軽減処置)

**第8条** 動物実験責任者は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔等の手段により、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮する。

- 2 軽減できない重度の苦痛を被っていると推定される場合には、法令に定める処置により、直ちに安楽死処分を施さなければならない。
- 3 動物実験責任者は、必要に応じて動物実験委員会の助言又は指導を求め、適切な実験操作を行うよう努める。

(動物実験終了後の処置)

- 第9条** 動物実験責任者は、実験終了時又は実験中止時に実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等によって動物を苦痛から解放するように努めなければならない。
- 2 動物実験責任者は、実験終了後速やかに動物実験等終了報告書(「実施規程」別紙様式4)を動物実験委員会に提出しなければならない。動物実験委員会は動物実験等終了報告書を必要な期間保管する。
  - 3 動物実験責任者は、動物の死体及び糞尿等について、本細則及び鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部「実験廃棄物管理規程」に基づき処理しなければならない。

(動物実験室の鍵の管理)

- 第10条** 動物実験室の鍵の管理については、動物実験室管理責任者及び動物実験責任者が責任をもって行う。

(緊急時における対策)

- 第11条** 動物実験室管理責任者等は、地震、火災等の緊急時において執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対し周知を図る。
- 2 教職員は、緊急事態発生時において、別記1、別図2及び別表1に従い、実験動物の保護及び逸走による危害防止に努めなければならない。

(雑則)

- 第12条** 本細則に定めるもののほか、実験動物の取扱いに関し必要な事項は、動物実験委員会において決する。

(改廃)

- 第13条** 本細則の改廃は、動物実験委員会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

- 本細則は、平成28年4月1日から制定・施行する。
- 2 本細則は、平成29年4月1日から改定・施行する。
  - 3 本細則は、令和元年5月1日から改定・施行する。
  - 4 本細則は、令和5年4月1日から改定・施行する。